

競馬法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）	1
二	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	12
三	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	13

競馬法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（<u>第一条・第一条の二</u>） 第二章・第三章 （略） 第四章 雑則（<u>第二十四条―第二十九条の三</u>） 第五章 （略） 附則 第一章 総則 （趣旨） 第一条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。 （競馬の施行） 第一条の二 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うことができる。 2／6 （略）	目次 第一章 総則（<u>第一条</u>） 第二章・第三章 （略） 第四章 雑則（<u>第二十四条―第二十九条の二</u>） 第五章 （略） 附則 第一章 総則 第一条 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行なうことができる。 2／6 （略）

(海外競馬の競走の指定)

第三条の二 農林水産大臣は、海外競馬（海外において実施される競馬であつて、我が国と同等の水準にあると認められる競馬の監督に關する制度により公正を確保するための措置が講ぜられているものをいう。以下同じ。）の競走のうち、日本中央競馬会が勝馬投票券を発売することができものを指定することができる。

2 前項の規定による指定は、第十四条の規定による登録を受けた馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。

(勝馬投票券)

第六条 日本中央競馬会は、その開催する競馬の競走及び第三条の二第一項の規定により指定された海外競馬の競走について、券面金額十円の勝馬投票券を券面金額で発売することができる。

2・3 (略)

4 日本中央競馬会は、第一項の規定により海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

5 農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、

(勝馬投票券)

第六条 日本中央競馬会は、券面金額十円の勝馬投票券を券面金額で発売することができる。

2・3 (略)

前項の認可をするものとする。

(馬主の登録)

第十三条 農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会が行う登録を受けた者でなければ、中央競馬の競走（日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）に馬を出走させることができない。

2 (略)

(海外競馬の競走の指定)

第二十条の二 農林水産大臣は、海外競馬の競走のうち、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができる。

2 前項の規定による指定は、第二十二条において準用する第十四条の規定による登録を受けた馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。

(準用規定)

第二十二条 第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、地方競馬について準用する。

この場合において、第五条、第六条第一項、第二項及び第四項、第

(馬主の登録)

第十三条 農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会が行う登録を受けた者でなければ、中央競馬の競走に馬を出走させることができない。

2 (略)

(準用規定)

第二十二条 第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、地方競馬について準用する。

この場合において、第五条、第六条第一項及び第二項、第八条第一

八条第一項、第十二条第六項並びに第十八条第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第六条第一項中「第三条の二第一項」とあるのは「第二十條の二第一項」と、第十三条第一項中「、日本中央競馬会」とあるのは「、地方競馬全国協会」と、「（日本中央競馬会）」とあるのは「（都道府県又は指定市町村）」と、同条第二項、第十四条、第十六条及び第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

（地方競馬全国協会への交付金）

第二十三条 都道府県又は指定市町村は、次に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

- 一 売得金の額（一回の競馬の開催による勝馬投票券の売得金の額又は農林水産省令で定める期間における海外競馬の競走についての勝馬投票券の売得金の額をいう。以下この項及び別表において同じ。）が同表の上欄に掲げる金額に相当するときは、当該売得金の額に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に相当する金額
- 二 売得金の額に応じ、当該売得金の額の千分の四以内において農林水産省令で定める金額に相当する金額

2 前項の規定による交付金は、競馬の開催又は同項第一号に規定する期間ごとに、その終了した日から三十日を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間内に交付しなければならない。

項、第十二条第六項並びに第十八条第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、第十三条、第十四条、第十六条及び第十七条中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と読み替えるものとする。

（地方競馬全国協会への交付金）

第二十三条 都道府県又は指定市町村は、次に掲げる金額を地方競馬全国協会に交付しなければならない。

- 一 一回の開催による勝馬投票券の売得金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、その売得金の額に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

- 二 一回の開催による勝馬投票券の売得金の額に応じ、その額の千分の四以内において農林水産省令で定める金額に相当する金額

2 前項の規定による交付金は、競馬の開催ごとに、その終了した日から三十日を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間内に交付しなければならない。

(交付金の特例)

第二十三条の二 都道府県又は指定市町村は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第一項第一号の規定による交付金（以下「一号交付金」という。）の交付を同条第二項の農林水産省令で定める期間内に行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該一号交付金の交付の期限を延長することができる。

一・二 (略)

2 4 (略)

第二十三条の六 都道府県又は指定市町村は、第二十三条の二の規定により一号交付金の交付の期限を延長した場合において、なお特例期限（第二十三条の四の規定により特例期限を延長した場合にあつては、その延長後のもの）内に当該期限の延長の対象となつている一号交付金（以下「特例対象交付金」という。）を交付することが著しく困難であると見込まれ、かつ、競馬の事業からの撤退（都道府県又は指定市町村が、その議会の議決に基づき、競馬を行わなくなることをいう。以下同じ。）をしたときは、第二十三条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象交付金の全部又は一部をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てることができる。

2 4 (略)

5 競馬の事業からの撤退をした都道府県又は指定市町村であつて第二項の規定による同意を得ていたものが再び競馬を行おうとすると

(交付金の特例)

第二十三条の二 都道府県又は指定市町村は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第一項第一号の規定による交付金（以下「一号交付金」という。）の交付を同条第二項に規定する期間内に行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、当該一号交付金の交付の期限を延長することができる。

一・二 (略)

2 4 (略)

第二十三条の六 都道府県又は指定市町村は、第二十三条の二の規定により一号交付金の交付の期限を延長した場合において、なお特例期限（第二十三条の四の規定により特例期限を延長した場合にあつては、その延長後のもの）内に当該期限の延長の対象となつている一号交付金（以下「特例対象交付金」という。）を交付することが著しく困難であると見込まれ、かつ、競馬の事業からの撤退（都道府県又は指定市町村が、その議会の議決に基づき、競馬の開催をしなくなることをいう。以下同じ。）をしたときは、第二十三条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象交付金の全部又は一部をその競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てることができる。

2 4 (略)

5 競馬の事業からの撤退をした都道府県又は指定市町村であつて第二項の規定による同意を得ていたものが再び競馬の開催をしようとする

きは、地方競馬全国協会に対し、第一項の規定により競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てた特例対象交付金に相当する金額について、第二項の規定による同意を得た日からその支払の日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

6 (略)

(業務の範囲)

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 四 (略)

五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の実施に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。

六 十二 (略)

2・3 (略)

(秩序の維持等)

第二十四条 この法律で別に定めるもののほか、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。

するときは、地方競馬全国協会に対し、第一項の規定により競馬の事業からの撤退に伴い必要となる経費に充てた特例対象交付金に相当する金額について、第二項の規定による同意を得た日からその支払の日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

6 (略)

(業務の範囲)

第二十三条の三十六 協会は、第二十三条の十に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 四 (略)

五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。

六 十二 (略)

2・3 (略)

(秩序の維持等)

第二十四条 競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。

(競馬等の監督)

第二十五条 農林水産大臣は都道府県、指定市町村、競馬事務受託者又は協会に対し、都道府県知事は指定市町村に対し、この法律の施行に必要な限度内において、競馬の実施、終了及び会計その他必要があると認める事項について報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行う競馬について、当該競馬が実施されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は競馬事務受託者等に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4・5 (略)

(脱法行為の禁止)

第二十七条 何人も、いかなる名義をもつてするを問わず、第一条の二第六項の規定を免れる行為をすることができない。

第二十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める競馬の競走について、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

(競馬等の監督)

第二十五条 農林水産大臣は都道府県、指定市町村、競馬事務受託者又は協会に対し、都道府県知事は指定市町村に対し、この法律の施行に必要な限度内において、競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

3 農林水産大臣は中央競馬及び地方競馬について、都道府県知事は指定市町村の行う競馬について、当該競馬が開催されている場合において必要があるときは、その職員に、当該競馬場又は当該競馬に関係がある事務所その他の施設に立ち入り、日本中央競馬会、都道府県、指定市町村又は競馬事務受託者等に対し、競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項を指示させることができる。

4・5 (略)

(脱法行為の禁止)

第二十七条 何人も、いかなる名義をもつてするを問わず、第一条第六項の規定を免れる行為をすることができない。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

- 一 競馬に係る政府職員 中央競馬の競走及び地方競馬の競走並びに日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走
 - 二 日本中央競馬会の役員及び職員 中央競馬の競走及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走
 - 三 日本中央競馬会が第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるその役員及び職員であつて当該委託を受けた事務に係るもの 当該委託に係る競馬の競走
 - 四 都道府県、指定市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合（以下この号において「都道府県等」という。）の職員であつて当該都道府県等が行う競馬に係るもの 全ての地方競馬の競走及び当該都道府県等が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走
 - 五 都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合が第四条又は第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるこれらの職員であつて当該委託を受けた事務に係るもの 当該委託に係る競馬の競走
 - 六 協会の役員及び職員 全ての地方競馬の競走及び都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走
 - 七 中央競馬の競走に係る調教師（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ。）、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者
- 一 競馬に係る政府職員にあつては、全ての競馬の競走について
 - 二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走（日本中央競馬会が第二十一条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合には、当該競馬の競走を含む。）について
 - 三 地方競馬に係る都道府県職員、市町村職員又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員にあつては、全ての地方競馬の競走について
 - 四 第四条の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合の職員であつて当該委託を受けた事務に係るものにあつては、中央競馬の競走について
 - 五 協会の役員及び職員にあつては、全ての地方競馬の競走について
 - 六 中央競馬に係る調教師（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ。）、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者にあつては、中央競馬の競走について
 - 七 地方競馬に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者にあつては、全ての地方競馬の競走について
 - 八 前各号に掲げる者を除き、競馬の事務に従事する者にあつては、当該競馬の競走について

中央競馬の競走

八 地方競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 全ての地方競馬の競走

九 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 当該海外競馬の競走

十 その他競馬の事務に従事する者 当該競馬の競走

(勝馬投票類似の行為の特例)

第二十九条の二 日本中央競馬会の職員は中央競馬の競走及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に関し、都道府県又は指定市町村の職員は地方競馬の競走及び当該都道府県又は当該指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に関し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができる。

2 (略)

(権限の委任)

第二十九条の三 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができる。

第五章 罰則

中央競馬の競走

八 地方競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 全ての地方競馬の競走

九 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に係る調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 当該海外競馬の競走

十 その他競馬の事務に従事する者 当該競馬の競走

(勝馬投票類似の行為の特例)

第二十九条の二 日本中央競馬会の職員は中央競馬の競走に関し、都道府県又は指定市町村の職員は地方競馬の競走に関し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣の許可を受けて、勝馬投票類似の行為をすることができる。

2 (略)

第五章 罰則

第三十条 次の各号のいづれかに該当する者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第一条の二第六項の規定に違反した者

二 (略)

三 中央競馬の競走若しくは地方競馬の競走又は日本中央競馬会、都道府県若しくは指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に關し勝馬投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

附則

(特別区に関する特例)

第四条 特別区の存する区域内に地方競馬場が存在する場合には、当該地方競馬場が存在する特別区を除くその他の特別区は、当分の間、第一条の二第二項第二号に掲げる市町村とみなす。

(特定事業収支改善措置を実施した都道府県又は指定市町村に対する還付)

第七条 (略)

2 協会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(以下この項において「認定都道府県等」という。)の申請により、実施年度に当該認定都道府県等が実施した競馬に係る一号交付金のうち前項の認定を受けた額(その額が

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第一条第六項の規定に違反した者

二 (略)

三 中央競馬又は地方競馬の競走に關し勝馬投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

附則

第四条 特別区の存する区域内に地方競馬場が存在する場合には、当該地方競馬場が存在する特別区を除くその他の特別区は、当分の間、第一条第二項第二号に掲げる市町村とみなす。

(特定事業収支改善措置を実施した都道府県又は指定市町村に対する還付)

第七条 (略)

2 協会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(以下この項において「認定都道府県等」という。)の申請により、実施年度に当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金のうち前項の認定を受けた額(その額が

実施年度において当該認定都道府県等が実施した競馬に係る一号交付金の合計額の三分の一を超える場合は、当該合計額の三分の一に相当する金額を還付しなければならない。

実施年度において当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金の合計額の三分の一を超える場合は、当該合計額の三分の一に相当する金額を還付しなければならない。

改 正 案	現 行
（規約） 第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、次に掲げる事項については、規約で定めなければならない。 一 競馬の実施に関する規定 二〽五 （略） 2・3 （略） （業務の範囲） 第十九条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 競馬を実施すること。 二・三 （略） 2〽4 （略）	（規約） 第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、次に掲げる事項については、規約で定めなければならない。 一 競馬の施行に関する規定 二〽五 （略） 2・3 （略） （業務の範囲） 第十九条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。 一 競馬を開催すること。 二・三 （略） 2〽4 （略）

改 正 案	現 行
（地方農政局） 第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 第四条第三号から第十号まで、第十一号（輸出に係るものに限る。）、第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十一号（獣医療に係るものに限る。）、第二十二号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務 二 四（略） 2（略） （北海道農政事務所） 第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。	（地方農政局） 第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 第四条第三号から第十号まで、第十一号（輸出に係るものに限る。）、第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十一号（獣医療に係るものに限る。）、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務 二 四（略） 2（略） （北海道農政事務所） 第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十一号（輸出に係るものに限る。）、第十三号、第十四号、<u>第二十四号</u>、第二十五号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務 二〃四 （略） 2・3 （略）	一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十一号（輸出に係るものに限る。）、第十三号、第十四号、第二十五号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務 二〃四 （略） 2・3 （略）
---	--